

規 則

埼玉県社会福祉総合センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十三号

埼玉県社会福祉総合センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県社会福祉総合センター管理規則（平成十三年埼玉県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表中「五一〇」を「五二〇」に、「五、五五〇」を「五、六五〇」に、「一、三三〇」を「一、三六〇」に、「一、〇二〇」を「一、〇四〇」に、「八二〇」を「八三〇」に、「六一〇」を「六二〇」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に領収する使用料（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料の額については、なお従前の例による。